

## 文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

6月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定2件です。

6月12日、委員会を開催し、所管する担当課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第54号 上野原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、内閣府令の施行に伴い改正を行い、小規模保育事業及び事業所内保育事業における保育士等の職員配置基準を改めるもので、満3歳以上満4歳に満たない児童については、20人につき1人から15人につき1人に、満4歳以上の児童については、30人につき1人から25人につき1人へ改めるとともに、移行までの経過措置を規定するものです。

現在、当市において、この条例に該当する保育事業所は無く、市内の保育所・認定こども園の設置基準については県の条例が適用されており、県では6月議会において条例を改正する予定との説明がありました。

委員からの、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき、当分の間は改正前の基準が効力を有する経過措置が取られるとのことだが、その判断は各事業所が行うのか、という質問については、各事業所が判断することです。

また、現在、当市には該当する保育事業所は無いとのことだが、こういった事例が考えられるか、という質問については、事業所内かつ小規模で、従業員の為の保育事業を行う事例が考えられるとの説明がありました。

「議案第55号 上野原市部活動地域移行推進協議会条例制定について」は、中学校の部活動において、国が示す方向性を踏まえ、中学校教職員の負担を軽減し、児童生徒数の減少に対応するため、市立中学校における休日の部活動について段階

的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組む為の協議会を設置するものです。

国では、令和5年度からの3年間を「休日の部活動の地域移行に向けた改革推進期間」としており、当市でも学校や地域と連携し、体制が整ったところから地域移行を進める予定とのことです。

委員からの、部活指導員の資格要件は、という質問については、教職員免許法に規定する普通免許状・特別免許状・臨時免許状を所有している方、公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟協議団体が認定した指導者資格を所有している方、中学校もしくは高等学校の部活動または地域のスポーツ・文化等の活動において指導した経験を有する方、指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる20歳以上の方、とのことです。

また、委員からは、現在部活動指導員による指導を行っている部活動だけでなくそれ以外の部活においても、市内で活動しているスポーツや文化の団体に対し、中学生の受け入れをお願いするなどの働きかけが必要ではないか、との意見が出されました。

以上、当局提出の2案件については、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、先日会派の未来クラブから提出された制作提言のうち、「簡易水道組合事業等支援対策について」、内容の協議・検討を閉会中の視察調査とすることに決定しました。

加えて、委員からは、文化財の保管・展示状況について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。